

フィルムコミッション活動支援情報発信事業 委託先募集要領

1 事業の趣旨

愛知県では、県内フィルムコミッションや市町村と連携して、ロケ誘致及びロケ地の観光資源化に取り組むとともに、ロケ地を活用した更なる観光誘客を目指している。

このため、映像作品等を活用したツールを作成し、そのツールを活用した情報発信等を行う業務を委託する。

2 事業の内容

「フィルムコミッション活動支援情報発信事業委託業務仕様書」のとおり。

3 応募資格

応募者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事・愛知県警察本部長締結）に掲げる排除措置の対象となる法人でないこと。
- (6) 愛知県会計局が作成した最新の入札参加資格者名簿に登載され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。
 - 大分類「03. 役務の提供等」
 - 中分類「03. 映画等製作・広告・催事」
 - 小分類「02. 広告」
 - 小分類「04. デザイン」

4 応募期間

2025年6月13日(金)から6月30日(月)午後5時まで

5 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
3,174,865円以内（消費税及び地方消費税込み）
- (3) 契約期間
契約締結日から2026年3月27日（金）まで
- (4) 委託費の支払条件
精算払い

(5) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

6 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式1）

(イ) 見積書（様式2 又は任意様式）

※「愛知県知事」あてとしたもの

※経費内訳を添付または見積書内に明記すること

※見積額は税抜き価格としてください。

(ウ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）

(エ) 添付資料

- ・会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
- ・定款（写し）
- ・決算報告書
- ・過去に実施した類似業務の成果物

イ 提出部数

各10部（正本1部、副本9部）

※（ウ）については正本1部のみで可とする。

（（エ）についても冊子・DVDなどはその形態によって1部のみで可とする）

ウ 提出期限

2025年6月30日（月）午後5時（必着）

エ 提出方法

郵送（「配達証明」に限る。）もしくは持参

オ 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎 1階東

愛知県 観光コンベンション局 観光振興課 企画グループ

担 当 鈴木・小林

電 話 052-954-6353

(2) 応募に関する問い合わせ先

- ・本業務に関する質問については、2025年6月20日（金）午後5時までの間、電子メールにて受付けることとする。
- ・様式4に質問内容を記載し、《kanko@pref.aichi.lg.jp》宛てに電子メールを送信すること。
- ・メールの件名は、「フィルムコミッション活動支援情報発信事業委託先募集に関する質問」とすること。

- ・受け付けた質問に対する回答は、2025年6月23日（月）午後5時までに観光振興課のホームページに掲載する。

(3) その他

- ア 提出書類はA4判とし、必要に応じて、絵、図、写真等を用いて分かりやすく記載すること。（用紙の向きは問わない）
- イ 応募資格を有さない者の提出資料、又は提出資料に不備がある場合は受理しない。
- ウ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- エ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- オ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属するものとする。
- カ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

7 選定者事業者数

1者

8 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、県が設置する審査委員会において書面審査を行うものとする。なお、提案書の提出が5通以上の場合、県観光振興課にて予備審査を行い、上位4通を審査委員会に諮ることとする。なお、審査委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の観点から企画提案を総合的に評価する。

- ア 事業推進体制、過去の類似事業の実績等について
 - ・総合的に見て、業務遂行体制は整っているか。
 - ・本業務を実施するために必要なスキル、ノウハウ、広範な専門的知見等があるか。
 - ※映像制作会社や配給会社、映画館とのネットワークを有する等
- イ 基本方針について
 - ・本県へのロケ誘致、または観光誘客に効果的なものとなることが期待できるか。
 - ・期間内に無理なく実行可能なスケジュールとなっているか。
- ウ 情報発信ツールの作成
 - ・作成するツールについて、具体的な提案がなされており、愛知県内のロケ地や観光資源の魅力がしっかりと伝わる内容になっているか。
 - ・作成するツールは、一過性にとどまらず、今後のロケ誘致や観光誘客に継続的に活用できる内容・形式であるか。
 - ・また、実現可能であり、十分な効果が期待できる内容が提案されているか。さらに、その効果について数値などの客観的なデータに基づく裏付けが示されているか。
- エ ツールを活用した情報発信
 - ・情報発信の目的やターゲットが明確で、戦略的に構成されているか。
 - ・発信手法やタイミングが具体的に設計され、効果的な展開が期待できるか。

オ 付加提案

- ・その他、ロケ誘致や観光誘客の視点から効果的と認められる独自提案があるか。

カ 見積金額について

- ・経費見積項目や見積額は適切か。

キ 社会的取組に関する評価項目

- ・環境に配慮した事業活動
(ISO14001の認証、エコアクション21の認証、KESの認証、エコステージの認証、自動車エコ事業所の認定、あいち生物多様性企業の認証)
- ・障害者等への就業支援
(障害者法定雇用率の達成、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用、障害者就労施設等からの調達実績)
- ・男女共同参画社会の形成(女性の活躍促進)
(あいち女性輝きカンパニーの認証、女性の活躍促進宣言の提出、えるぼし認定(プラチナえるぼし認定を含む))
- ・休み方改革プロジェクトに係る取組(仕事と生活の調和を含む)
(愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業の登録(加えて、愛知県「休み方改革」イニシアチブの項目のうち、「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の登録、愛知県休み方改革マイスター企業の認定)愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録、あいちっこ家庭教育応援企業への賛同、くるみん認定(トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む))
- ・その他
(あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入、エコ通勤優良事業所の認証、愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録及び活動報告書の提出、愛知県健康経営推進企業の登録、パートナーシップ構築宣言の公表)

(3) 選定・契約方法

- ・選定委員会において最も優れた企画提案者として選定された者と、委託金額限度額の範囲内で業務内容を協議したうえで、委託契約を締結する。
- ・協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとする。

(4) 通知

審査結果については、全提案者に対して郵送またはメールで通知を行う。

(5) 秘密保持

企画提案書等提出書類は、本委託先選定のためだけに利用し、愛知県庁内部において厳重に管理する。

9 スケジュール(予定)

| | |
|------------|-----------------|
| 2025年6月13日 | 募集開始 |
| 6月20日 | 質問の締切 |
| 6月23日 | 質問回答 |
| 6月30日 | 企画提案書受付締切 |
| 7月上旬 | 企画審査委員会・審査結果の通知 |
| 7月中旬 | 委託契約の締結 |

10 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、その他一切の権利を愛知県に無償で譲渡するものとする。
- (3) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (4) 提出した版下の使用权は愛知県に帰属し、今後、啓発用物品等に自由に使用できるものとする。
- (5) 本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。

電子契約の詳細については、愛知県の Web ページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。